

在宅歯科医療推進設備整備事業補助金交付要綱

平成 29 年 8 月 10 日
福祉保健部健康増進課

（趣旨）

第 1 条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成 26 年宮崎県条例第 65 号）第 1 条に定める基金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条に規定する都道府県計画に掲げる事業として実施する在宅歯科医療推進設備整備事業を行う者に対し、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日付け医政発 0912 第 5 号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、中山間地域（宮崎県中山間地域振興条例（平成 23 年宮崎県条例第 20 号）第 2 条に定める区域）の患者を診療している（又は今後診療予定の）者を優先とする。

（１） 次の要件のいずれかに該当すること。

ア 当該年度に新たに在宅歯科診療を実施する歯科医療機関の長

イ 在宅歯科診療を実施している歯科医療機関で当該年度に新たに地域を拡充するもの又は嚙下内視鏡を導入する者（既存機器の更新を除く。）。

（２） 県税に未納がないこと。

（３） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

（４） 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（５） その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助額）

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費は別表第 3 欄に定める対象経費とし、それについての補助額は第 1 号の額と第 2 号の額とを比較して少ない方の額に同表第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。ただし、同表第 5 欄に掲げる金額に満たない場合は、当該品目については、交付決定を行わないものとする。

（１） 別表第 3 欄に定める対象経費の実支出額と同表第 2 欄に定める基準額を比較して少ない方の額

（２） 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号及び第2号の様式並びに同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 事業計画書（別記様式第1号）
- （2） 経費所要額調書（別記様式第2号）
- （3） 収支予算書（別記様式第3号）
- （4） 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- （5） 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第4号）
- （6） 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第5号）
- （7） 見積書（写し可）
- （8） 購入機器等の仕様書又はカタログ等その他参考となる資料
- （9） その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事に報告して承認を受けること。
- （3） 補助事業に係る関係書類の保存については、基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで、保存すること。
- （4） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （5） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- （6） 補助事業を行う者が前各号に掲げる条件のいずれかに違反した場合は、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業実施年度における補助対象経費の額30%以内の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により同項第1号の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の経費所要額調書
- (3) 変更後の収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める資料

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第7号)
- (2) 経費所要額精算書(別記様式第8号)
- (3) 収支決算書(別記様式第3号)
- (4) 支出を証する書類
- (5) 購入医療機器等の写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(その金額が0円の場合も含む。)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第9号)により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、補助事業の完了した年度以降の3年間は、事業実施状況報告書(別記様式第10号)を翌年度の4月20日までに知事に提出し

なければならない。

（財産処分の制限）

第 13 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定により知事の定める財産は、1 件当たりの取得価格が 30 万円以上の機械及び器具とする。

（書類の提出部数等）

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めるものを除き、別記に定めるところによる。

（雑則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 10 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る在宅歯科医療推進設備整備事業補助金から適用する。
- 2 在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業補助金交付要綱（平成 26 年 1 月 23 日定め）は、廃止する。（ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。）
- 3 在宅歯科医療新規参入促進事業費補助金交付要綱（平成 26 年 12 月 9 日定め）は、廃止する。（ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。）

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 30 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る在宅歯科医療推進設備整備事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る在宅歯科医療推進設備整備事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る在宅歯科医療推進設備整備事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る在宅歯科医療推進設備整備事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
在宅歯科医療 推進事業	1 医療機関 あたり 1,500 千円	在宅歯科診療に必要な 次の医療機器の購入に 係る経費 ①ポータブルユニット ②ポータブルエンジン ③ポータブルX線装置 ④嚙下内視鏡	3 分の 2 以内	1 品あたり 100 千円
在宅歯科医療 基盤整備事業	1 医療機関 あたり 1,500 千円	在宅歯科診療に必要な 訪問診療車両本体及び 必要最小限の装備品の 整備費 ※ 装備品のみは除く。 （詳細は別紙）	3 分の 2 以内	—

(別紙)

在宅歯科医療基盤整備事業に係る補助対象経費について

補助対象経費は、在宅歯科医療の提供に必要な訪問診療車両本体及び必要最小限の装備品の整備費とし、事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する車両、装備品等は対象外とする。

なお、訪問診療用車両であることを塗装、ステッカー、マグネットシート等で車両に明示することとし、これに要した経費についても領収書等で確認できれば補助対象経費とする。

また、車両登録費用等は対象外とし、補助金の交付決定前に着手（発注・支払等）した事業の経費は対象外とする。

- (注 1) 車両については、4WD車、ハイブリッド車、電気自動車も補助対象として認める。ただし、訪問診療車としてふさわしくない車両（値引き前の税抜き車両本体価格が200万円を超える車両、排気量2,000ccを超える車両、嗜好性が高い車両（スポーツタイプ、RV、ハイグレード車等）、外国メーカー車）は補助対象外とする。
- なお、申請できる台数は1事業年度当たり1台とする。

- (注 2) 車両に係る装備品（オプション）で補助対象経費と認めるものは、フロアマット、サイドバイザー、カーナビゲーションシステムの3点（いずれも標準的なもの）とする。それ以外の装備品については補助対象外経費として、自己負担で対応すること。なお、装備品に係る値引きがある場合は、補助対象経費と補助対象外経費の割合で案分するなどし、補助金額が過大にならないように注意すること。

- (注 3) 下取り車両がある場合は、下取り額は値引きとみなし、補助対象経費から減額すること。